

令和5年7月25日  
宮崎労働局 発表

【担当・照会先】

宮崎労働局 職業安定部  
部長 伊藤 昌史  
職業安定課長 宮元 三治  
職業安定監察官 岩切 浩司  
(代表電話) 0985-38-8823

## 「出張ハローワーク！ ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します

ひとり親の就労支援を強化するため、児童扶養手当受給者が児童扶養手当の現況届を提出する8月の時期に合わせ、ハローワークが県内の市役所内等に臨時相談窓口を設置し出張相談等の取組みを行う「出張ハローワーク！ ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します。

概要は以下のとおりです。

### 記

#### 1 実施期間

令和5年8月1日（火）から8月30日（水）まで

#### 2 主な内容

##### （1）臨時相談窓口の設置

上記期間中に宮崎市を含め16自治体の庁舎内等にハローワークの臨時相談窓口を設置し、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施する他、求人情報の提供や職業訓練・セミナーの案内、応募書類の作成支援・面接対策等を実施します。窓口設置日は、ハローワークと自治体との調整により異なります。（裏面「臨時相談窓口設置一覧表」参照）

##### （2）リーフレットの作成・配布等

キャンペーンに係るリーフレットを作成の上、ハローワーク窓口及び各自治体他関係機関を通じ配布する他、臨時相談窓口への看板の掲示等、対象者への周知を実施します。

## 臨時相談窓口設置一覧表

設置場所	設置日	相談時間	実施ハローワーク	
宮崎市役所	8月 2日(水)	10:00~12:00 13:00~15:30	ハローワーク宮崎 TEL0985-23-2245 (部門コード 43#)	
	8月 4日(金)			
	8月 7日(月)			
	8月 9日(水)			
	8月14日(月)			
	8月16日(水)			
	8月18日(金)			
	8月21日(月)			
	8月23日(水)			
	8月25日(金)			
8月28日(月)				
8月30日(水)				
綾町役場	8月14日(月)	10:00~15:00	ハローワーク延岡 TEL0982-32-5435	
	8月15日(火)	13:00~15:00		
	8月16日(水)			
国富町役場	8月15日(火)	10:00~12:00		
	8月16日(水)	10:00~12:00		
高千穂町 地域職業相談室	8月 7日(月)	10:00~12:00 13:00~15:00		
	8月23日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00		
日向市役所	8月10日(木)	10:00~13:00 14:00~16:30		ハローワーク日向 TEL0982-52-4131
門川町役場	8月24日(木)	10:30~13:00 14:00~16:30		
三股町役場	8月 1日(火)	13:30~15:30		ハローワーク都城 TEL0986-22-1745 (部門コード 43#)
	8月 2日(水)	13:30~15:30		
都城市役所	8月10日(木)	9:30~12:00 13:00~15:30		
	8月14日(月)	9:30~12:00 13:00~15:30		
串間市福祉事務所	8月 4日(金)	10:00~12:00 13:00~15:00	ハローワーク日南 TEL0987-23-8609	
川南町役場	8月 4日(金)	13:00~15:00	ハローワーク高鍋 TEL0983-23-0848	
都農町役場	8月 7日(月)	13:00~15:00		
新富町役場	8月 9日(水)	13:00~15:00		
木城町役場	8月18日(金)	13:00~15:00		
西都市ふるさと ハローワーク	8月25日(金)	10:00~12:00		
	8月28日(月)	10:00~12:00		
高原町役場	8月23日(水)	10:00~12:00 13:00~16:00	ハローワーク小林 TEL0984-23-2171	
えびの市役所	8月17日(木)	10:00~12:00 13:00~16:00		

臨時相談窓口に関するお問い合わせは、実施ハローワークへお願いします。

# 出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン 概要

## 現状

- 都道府県労働局・ハローワークでは、地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者等の就労による自立を支援する事業（生活保護受給者等就労自立促進事業）を行っている。
- このほか、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する国と地方自治体の連携事業である「一体的実施事業」も行っている。

## 課題

- 「生活保護受給者等就労自立促進事業」の支援対象者とするには、地方自治体からのハローワークへの送り出し（支援要請）が必要。
- しかし、児童扶養手当受給者については、地方自治体へ定期的に出向く機会がないため、本事業への誘導が難しい。

## 対応

※平成27年度より実施

児童扶養手当受給者が手続する8月の現況届にあわせて「出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン」と銘打ち、重点的な就労支援の取組を展開する。

- 地方自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置し、きめ細やかな職業相談・職業紹介及び職業訓練・各種セミナーの案内等を実施。
- ハローワークの常設窓口が設置されている地方自治体では、常設窓口への案内・誘導を強化。
- 地方自治体からの郵送物に周知チラシを同封してもらう等、集中的に配布し広報。

## 取組状況

- ・臨時相談窓口の設置件数 全国で764か所 宮崎局管内で12か所 ※令和4年度
- ・生活保護受給者等（児童扶養手当受給者も含む）を対象にした一体的施設（常設窓口）  
全国：213拠点 宮崎局管内：3拠点 ※令和5年4月時点